

資料No. 1

江田島市公共交通協議会
令和3年12月27日

江田島市運航継続支援金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数が著しく減少した状態が続いています。このことから、経営環境の悪化が懸念される航路事業者に対し、令和2年度から航路維持支援金等の支援策を講じてきましたが、経営状況が依然として厳しいため、運航事業の継続に資する必要な経費を支援しました。

2 支援金の内容

(1) 対象者

本市を発着点とする定期航路（国、県等の当該航路の運航経費に係る支援制度の適用を受ける航路を除く。）を運航していること。

(2) 交付額

1航路あたり300万円を交付します。（1回限り）

2(2)に該当する定期航路とは

中町・宇品（高速船）、小用・宇品（高速船）、切串・宇品（フェリー）、切串・天応（フェリー）、及び小用・呉（フェリー・高速船）の5航路

※ 運休中の秋月・呉及び、既存の補助制度で対応する三高・広島（フェリー）の2航路は、対象外とします。

3 交付状況

該当する全ての航路事業者に対し、12月中に交付を行いました。

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用しています。